

浦安市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成6年規則第12号）の一部改正

改正後	改正前
<p>第2条 削除</p> <p>(受給券の有効期間等)</p> <p>第5条 受給券の有効期間は、申請の日の属する月の翌月の初日から当該日以後の最初の7月31日までとする。ただし、申請の日の属する月が7月から翌年の2月までの間である場合で、申請の日の属する年度に15歳に達する者にあつては、申請の日以後の最初の3月31日までとする。</p> <p>2 前項の期間満了後、引き続き前条の要件に該当するときは、受給券を更新するものとし、その場合の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、当該年度に15歳に達する者にあつては8月1日から翌年の3月31日までとする。</p>	<p>(世帯区分の適用)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第3号の表に規定する負担額の世帯区分の適用については、当該年度の市町村民税の所得割(条例第4条各号に掲げる要件を満たした日が4月1日から7月31日までの間である場合にあっては、前年度の市町村民税の所得割)の課税状況によるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、所得の申告をしていないことその他保護者の責めに帰すべき事由により市町村民税の所得割の課税状況を確認することができないときは、市町村民税の所得割が非課税である世帯以外の世帯の区分を適用する。</u></p> <p>(受給券の有効期間等)</p> <p>第5条 受給券の有効期間は、申請の日の属する月の翌月の初日から当該日以後の最初の7月31日までとする。ただし、申請の日の属する月が7月から翌年の2月までの間である場合で、<u>申請の日の属する年度の翌年度に小学校就学の始期に達する者及び申請の日の属する年度に15歳に達する者</u>にあつては、申請の日以後の最初の3月31日までとする。</p> <p>2 前項の期間満了後、引き続き前条の要件に該当するときは、受給券を更新するものとし、その場合の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までとする。ただし、<u>翌年度に小学校就学の始期に達する者及び当該年度に15歳に達する者</u>にあつては8月1日から翌年の3月31日までとする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、小学校就学の始期に達した者</u>にあつては、前項ただし書の期間満了後、引き続き前条の要件に該当するときは、受給券を更新するものとし、その場合の有効期間は、<u>小学校就学の始期に達した年度の4月1日から7月31日までとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和5年8月1日から施行する。</u></p>	